

教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正案 新旧対照表

改正案	現 行
<p>1～3 省略</p> <p>4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。 ～(表)省略～</p> <p>(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。 入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに<u>本表に掲げる合計必要専任教員数を、各欄のいずれか又は合わせて2人増員</u>しなければならない。</p> <p>(※2)～(※4) 省略</p> <p>4-2 小学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）<u>（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について開設</u>されなければならない。 また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設する</p>	<p>1～3 省略</p> <p>4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。 ～(表)省略～</p> <p>(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。 入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに「領域に関する専門的事項」並びに「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。</p> <p>(※2)～(※4) 省略</p> <p>4-2 小学校教諭の教職課程の場合</p> <p>(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条第1項表備考第1号に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）<u>（以下「小学校全教科」という。）の各教科ごとに開設</u>されなければならない。 また、「複合科目」を教科及び教科の指導法に関する科目に開設することができる。</p>

ことができる。

(2) ~ (3) 省略

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①~④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①~⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人以上、②~④のいずれかに1人以上とし、これを含め①~④で合計4人以上とする。

また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①~⑤のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。

- ①「教科に関する専門的事項」
- ②教育の基礎的理解に関する科目
- ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
- ④「各教科の指導法」
- ⑤「複合科目」

(5) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

4-3 中学校教諭の教職課程の場合

(1) 省略

(2) ~ (3) 省略

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

「 <u>教科に関する専門的事項</u> 」	「 <u>各教科の指導法</u> 」及び「 <u>教育の基礎的理解に関する科目等</u> 」
小学校全教科のうち、5教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>教育の基礎的理解に関する科目において1人以上</u> ・<u>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上</u>
合計5人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>各教科の指導法</u>」において1人以上 <p style="text-align: right;">合計3人以上</p>

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する専門的事項」並びに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

(※2) 「複合科目」を担当する専任教員を、「教科に関する専門的事項」の必要専任教員数に含めることができる。

(※3) 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」又は「複合領域」と小学校教諭の「教科に関する専門的事項」又は「複合科目」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

(※4) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

4-3 中学校教諭の教職課程の場合

(1) 省略

(2)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3)～(5) 省略

4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

(1) 省略

(2)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等が自ら開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えない範囲で、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3)～(5) 省略

4-5～4-7 省略

4-8 授業科目を共通に開設できる場合の特例

(2)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3)～(5) 省略

4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

(1) 省略

(2)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数まで他学科等において開設する授業科目をあてることができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3)～(5) 省略

4-5～4-7 省略

4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等又は複数の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1)「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i) 同一の学科等において複数の教職課程を置く場合

①「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

②「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(イ) 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）

(ロ) 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）

(ハ) 中学校（社会）と高等学校（公民）

(二) 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）

(ホ) 中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）

(ヘ) 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）

(ト) 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）

(チ) 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭

(リ) 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）

(ヌ) 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭

(ル) 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）

(ヲ) 中学校（技術）と高等学校（情報）

(ワ) 中学校（技術）と高等学校（工業）

(カ) 高等学校（看護）と養護教諭

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1)「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目

i)「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ii)「教科に関する専門的事項」及び養護に関する科目は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）

② 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）

③ 中学校（社会）と高等学校（公民）

④ 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）

⑤ 中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）

⑥ 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）

⑦ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）

⑧ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭

⑨ 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）

⑩ 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭

⑪ 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）

⑫ 中学校（技術）と高等学校（情報）

⑬ 中学校（技術）と高等学校（工業）

⑭ 高等学校（看護）と養護教諭

<p>③「<u>教科に関する専門的事項</u>」は、<u>小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</u></p> <p><u>(イ) 小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）</u></p> <p><u>(ロ) 小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）</u></p> <p><u>(ハ) 小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）</u></p> <p><u>(ニ) 小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）</u></p> <p><u>(ホ) 小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）</u></p> <p><u>(ヘ) 小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）</u></p> <p><u>(ト) 小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）</u></p> <p><u>(チ) 小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）</u></p> <p><u>(リ) 小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸）</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合</u></p> <p>(削除)</p> <p>①「<u>教科に関する専門的事項</u>」は、<u>中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。</u></p> <p>②「<u>教科に関する専門的事項</u>」及び<u>養護に関する科目は、以下に掲げる</u></p>	<p><u>4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例</u></p> <p>(1)「<u>教科に関する専門的事項</u>」 <u>「教科に関する専門的事項」は、4-3(2)及び4-4(2)の場合には、複数の教職課程に共通に開設することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(イ) 中学校（国語）・高等学校（国語）と高等学校（書道）

(ロ) 中学校（社会）と高等学校（地理歴史）

(ハ) 中学校（社会）と高等学校（公民）

(二) 中学校（社会）・高等学校（公民）と中学校（宗教）・高等学校（宗教）

(ホ) 中学校（数学）・高等学校（数学）と高等学校（情報）

(ヘ) 中学校（美術）・高等学校（美術）と高等学校（工芸）

(ト) 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と高等学校（看護）

(チ) 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と養護教諭

(リ) 中学校（保健）・高等学校（保健）と高等学校（看護）

(ヌ) 中学校（保健）・高等学校（保健）と養護教諭

(ル) 中学校（保健体育）・高等学校（保健体育）と中学校（保健）・高等学校（保健）

(ヲ) 中学校（技術）と高等学校（情報）

(ワ) 中学校（技術）と高等学校（工業）

(カ) 高等学校（看護）と養護教諭

③「教科に関する専門的事項」は、小学校教諭の国語等と中学校教諭及び高等学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(イ) 小学校の国語と中学校（国語）・高等学校（国語）

(ロ) 小学校の社会と中学校（社会）・高等学校（地理歴史）・高等学校（公民）

(ハ) 小学校の算数と中学校（数学）・高等学校（数学）

(二) 小学校の理科と中学校（理科）・高等学校（理科）

(新設)

<p><u>(ホ) 小学校の音楽と中学校（音楽）・高等学校（音楽）</u> <u>(ヘ) 小学校の家庭と中学校（家庭）・高等学校（家庭）</u> <u>(ト) 小学校の体育と中学校（保健）・中学校（保健体育）・高等学校（保健）・高等学校（保健体育）</u> <u>(チ) 小学校の外国語（英語）と中学校（英語）・高等学校（英語）</u> <u>(リ) 小学校の図画工作と中学校（美術）・高等学校（美術）・高等学校（工芸）</u></p> <p>④ <u>①から③による授業科目の共通開設を行う場合は、4-3（2）及び4-4（2）により開設する授業科目と合わせ、中学校教諭の教職課程にあつては施行規則第4条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等で開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとし、高等学校教諭の教職課程にあつては施行規則第5条第1項表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の半数又は認定を受けようとする学科等で開設する教科に関する専門的事項に関する科目の単位の合計数を超えないものとする。</u></p> <p>(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。 ① 教育の基礎的理解に関する科目 ② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分</p>	<p>(新設)</p> <p>(2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 i) 以下に掲げる科目については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。 ① 教育の基礎的理解に関する科目 ② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）又は教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法に係る部分</p>
---	--

<p>ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>① 総合的な学習の時間の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の総合的な学習の時間に係る部分に限る。）</p> <p>② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）</p> <p>③ 生徒指導の理論及び方法</p>	<p>(参考)</p> <p>4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例 (2)「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」</p> <p>i) 以下に掲げる科目については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>① 教育の基礎的理解に関する科目</p> <p>② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法及び進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分を除く。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容のうち道徳に係る部分を除く。）</p> <p>ii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（養護教諭及び栄養教諭の教職課程においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目）の以下に係る部分については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>① 総合的な学習の時間の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の総合的な学習の時間に係る部分に限る。）</p> <p>② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の特別活動に係る部分に限る。）</p> <p>③ 生徒指導の理論及び方法</p> <p>(参考)</p> <p>4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例 (2)「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」</p> <p>i) 以下に掲げる科目については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p>
--	---

<p>iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>iv) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p>	<p>② 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法及び進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分を除く。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容のうち道徳に係る部分を除く。）</p> <p>iii) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容の道徳に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>(参考) 4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例 (2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 iii) 「道徳の理論及び指導法」（養護教諭及び栄養教諭においては道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容のうち道徳に係る部分に限る。）については、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>iv) 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（進路指導及びキャリア教育の理論及び方法に係る部分に限る。）については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>(参考) 4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例 (2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 ii) 以下に掲げる科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p>
---	---

<p>v) 教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。以下「教育実習」という。）及び教育実習に含めることとする学校体験活動については、<u>幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。ただし、小学校教諭及び中学校教諭の教職課程で共通に開設する授業科目を幼稚園教諭又は高等学校教諭の教職課程と共通に開設することはできない。</u></p> <p>vi) 教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>vii) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p>	<p>① 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」</p> <p>v) 教育実践に関する科目（教育実習に係る部分に限る。）及び教育実習に含めることとする学校体験活動については、<u>幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</u></p> <p>(参考) 4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例 (2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 ii) 以下に掲げる科目については、<u>中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</u></p> <p>② 教育実践に関する科目（教育実習に含めることとする学校体験活動を含む。）</p> <p>vi) 教育実践に関する科目の教職実践演習に係る部分については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p> <p>(参考) 4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例 (2) 「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」 ii) 以下に掲げる科目については、<u>中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</u></p> <p>② 教育実践に関する科目（教育実習に含めることとする学校体験活動を含む。）</p> <p>vii) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</p>
---	--

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

- ① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法
- ② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法
- ③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法
- ④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法
- ⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法
- ⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

- ① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法
- ② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法
- ③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法
- ④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法
- ⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法
- ⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法

（参考）

4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例

（2）「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

iv) 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

- ① 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法
- ② 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法
- ③ 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法
- ④ 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法

<p>viii) 「各教科の指導法」は、<u>小学校教諭の国語等と中学校教諭の免許教科について、以下に掲げる組み合わせの場合には、小学校教諭と中学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。</u></p> <p><u>①小学校の国語と中学校（国語）</u> <u>②小学校の社会と中学校（社会）</u> <u>③小学校の算数と中学校（数学）</u> <u>④小学校の理科と中学校（理科）</u> <u>⑤小学校の音楽と中学校（音楽）</u> <u>⑥小学校の家庭と中学校（家庭）</u> <u>⑦小学校の体育と中学校（保健）又は（保健体育）</u> <u>⑧小学校の外国語（英語）と中学校（英語）</u> <u>⑨小学校の図画工作と中学校（美術）</u></p> <p>(3) 「複合科目」 「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-8 (2) vii) に準じて取り扱うものとする。</p>	<p>⑤ 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法 ⑥ 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 「複合科目」 「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-8 (2) vii) に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(参考) 4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例</p> <p>(3) 「複合科目」 「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-9 (2) iv) に準じて取り扱うものとする。</p>
--	--

(4) 専任教員の配置

i) 同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合

教科及び教科の指導法に関する科目、「複合科目」、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。

なお、短期大学において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合の必要専任教員数については、次の表の第一覧に掲げる4-1(3)、4-2(4)の規定中、同表第二欄に掲げる字句を、それぞれ同表第三欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

第一覧	第二欄	第三欄
4-1(3)	(右欄) 合計3人以上	合計2人以上
4-2(4)	①～⑤で合計8人以上とする。	①～⑤で合計7人以上とする。

(4) 教科及び教科の指導法に関する科目、養護に関する科目、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

なお、短期大学の同一学科等において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合、「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」、「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の必要専任教員数は、以下のとおりとする。

区分	「領域に関する専門的事項」又は「教科に関する専門的事項」	「保育内容の指導法」又は「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」
幼稚園教諭の教職課程	4-1(3)の場合と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 教育の基礎的理解に関する科目において1人以上 「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上 合計2人以上
小学校教諭の教職課程	小学校全教科のうち、4教科以上それぞれにおいて1人以上	4-2(4)の場合と同じ
	合計4人以上	

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、本表の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

(※2) ~ (※3) 省略

<p>ii) 複数の学科等において複数の教職課程を置く場合</p> <p>①「教科に関する専門的事項」</p> <p>「教科に関する専門的事項」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において、専任教員とすることができる。ただし、中学校教諭の教職課程にあつては4-3(5)i)表及び高等学校教諭の教職課程にあつては4-4(5)i)表に定める必要専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等に籍を有する者でなければならない。</p> <p>②「各教科の指導法」、「複合科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」</p> <p>「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の教職課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの教職課程において専任教員とすることができる。</p> <p>5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>5-1 ～ 5-7 省略</p> <p>5-8 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例</p> <p>(1) 大学院等の一つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については4-8(1)ii)①②③を、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については4-8(2)を準用する。</p> <p>(2) 大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、</p>	<p>(新設)</p> <p>4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例</p> <p>(4)「各教科の指導法」、「複合科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。</p> <p>5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>5-1 ～ 5-7 省略</p> <p>5-8 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例</p> <p>(1) 大学院等の一つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については4-9(1)を、「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については4-9(2)を準用する。</p> <p>(2) 大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、</p>
--	--

<p>以下のとおりとする。</p> <p>①「教科に関する専門的事項」、養護に関する科目 (イ) 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」は、4-8 (1) <u>i) ①②③</u>を準用する。 (ロ) 養護に関する科目は、4-8 (1) <u>i) ②</u>を準用する。</p> <p>②「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、4-8 (2) を準用する。</p> <p>(3) ~ (6) 省略</p> <p>13 その他</p> <p>(1) 本基準は、令和4年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。ただし、3 (3) については、令和3年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</p> <p>(2) ~ (3) 省略</p>	<p>以下のとおりとする。</p> <p>①「教科に関する専門的事項」、養護に関する科目 (イ) 中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」は、4-8 (1) <u>i) 及び ii)</u>を準用する。 (ロ) 養護に関する科目は、4-8 (1) <u>ii)</u>を準用する。</p> <p>②「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」については、4-8 (2) を準用する。</p> <p>(3) ~ (6) 省略</p> <p>13 その他</p> <p>(1) 本基準は、令和4年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。ただし、3 (3) については、令和3年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</p> <p>(2) ~ (3) 省略</p>
---	---